

桐生市総合福祉センター 授産品販売（福祉アンテナショップ）許可基準

1. 目的

本基準は、地域とのふれあいの場を提供し、地域交流を推進するため運営する「地域交流コーナー」（以下「交流コーナー」という。）における授産品販売の許可基準を定めるものとする。

2. 基準

（1）事業者等の基準

交流コーナーで販売できる者は、原則として桐生市内の障害者施設、団体とする。ただし、桐生市以外の群馬県内の障害者施設、団体から販売許可申請があったときは、販売品目、販売日時、販売頻度等が桐生市内の事業者等の販売に影響が少ないと認められる範囲において許可することができる。実施後、不都合な点が確認された場合は、販売内容の変更または許可を取消しすることができる。

（2）授産品等の基準

交流コーナーで販売することができる授産品は、次の要件を満たすものとする。

《桐生市内の障害者施設・団体が販売する場合》

- ① 当該障害者施設、団体に所属する障害者が自ら製作、または障害者が製作過程に関わっている手作り品であること。
- ② 他から仕入れ販売する場合、仕入先が障害者施設、団体であり、そこに所属する障害者が自ら製作、または障害者が製作過程に関わっている手作り品であること。仕入先が一般事業者の場合は、仕入製品の製造過程に当該障害者施設、団体に所属する障害者が関わっていること。

《桐生市以外の群馬県内の障害者施設・団体が販売する場合》

- ① 当該障害者施設、団体に所属する障害者が自ら製作、または障害者が製作過程に関わっている手作り品であること。（仕入れ販売は認めない）

《共通事項》

- ① 飲食品の販売は、保健所の営業許可を受けている場所で製造されたものであること。
- ② 危険なもの、大きなもの、腐りやすいもの、臭いの強いものなど、交流コーナーの運営に支障のあるものは、販売することができない。

3. 料金

無料

4. 販売可能日時

祝日、年末年始（センター休館日）をのぞく月曜日から金曜日の午前9時から午後5時15分まで。ただし、イベント等で別途許可を得たものをのぞく。

5. 申請及び許可

（1）申請

交流コーナーで授産品を販売しようとする者は、交流コーナー授産品販売許可申請（様式第1号）を指定管理者に提出するものとする。

（2）許可

指定管理者は、事業者等から販売許可申請があったときは、本基準に基づいて審査し、許可する。許可の可否については、交流コーナー授産品販売許可証（様式第2号）によ

り通知する。許可期間は、原則として当該年度とし、年度途中で許可した場合も当該年度内とする。

(3) 販売の調整及び許可の取消し

指定管理者は、既に販売許可の出ている事業者等を含め、販売内容を調整することができる。また、事業者等が本基準及び指定管理者の指示を遵守しないときは、許可を取り消すことができる。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。